平成２３年（フ）第１９０号
札幌市中央区南11条西12丁目１番１号　ヨネヤハイツ201号
破産者　鈴木美由紀
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３２号
札幌市清田区里塚緑ケ丘10丁目３番７号
破産者　小松　秀二
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５３号
北海道虻田郡留寿都村字留寿都176番地11、開始決定時の住所北海道茅部郡森町字砂原西３丁目63番地の１
破産者　岩井　弘一
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
岩手県気仙郡住田町上有住字二反田64番地
破産者　水野　善吉
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２０号
秋田県鹿角郡小坂町小坂字冷川135番地２、前住所秋田県北秋田市阿仁水無字畑町東裏111番地２
破産者　武田　知子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３２６５号
神奈川県綾瀬市寺尾西３丁目４番８号　広養荘101、開始決定時の住所神奈川県綾瀬市寺尾西３丁目５番11号
破産者　土田　　進
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６６８号
横浜市保土ケ谷区仏向町1326番地10
破産者　君野　勝己
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３２号
横浜市磯子区磯子８丁目17番16―102号
破産者　押尾　茂之
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５６号
横浜市青葉区すすき野３丁目６番地２　すすき野団地10棟301号
破産者　木原　　充
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８５号
横浜市金沢区釜利谷東６丁目31番８号
破産者　須藤　俊明
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０４号
横浜市青葉区もえぎ野23番地14
破産者　渡辺　敬三
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８２号
金沢市糸田新町16番７号、従前の住所金沢市糸田新町16番６号
破産者　小柳　敏夫
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６２０号
京都府綾部市味方町久保勝11―５　シャトー味方西号、開始決定時の住所京都府宮津市字日置2981番地の５
破産者　大松　　進
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６１号
京都市中京区御幸町通御池上る亀屋町387番地　ボンネール葵301号
破産者　間宮　佳丈
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
岡山県倉敷市西阿知町1009番地１、開始決定時の住所香川県木田郡三木町大字井上2750番地12
破産者　佐藤　美次
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６７号
愛媛県松山市柳原181番地５
破産者　西井　紀義
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１６３号
鹿児島県いちき串木野市湊町85―２、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市城西２丁目20番７号
破産者　有薗　　薫
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係